

## 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による規制

### 1 特徴

大気汚染防止法は、ボイラー等の規制対象施設ごとの規制指導を基本としているのに対し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）は工場等のように事業場単位で大気汚染を始めとした公害現象を包括的に規制指導している。

### 2 規制対象となる事業場

#### <環境確保条例の規制対象>

工場	定格出力の合計が 2.2kW 以上の原動機を使用する物品の製造等の作業を常時行う工場等 【例】油脂加工業、食料品製造業、自動車製造業等 都内 約 61,000 事業場
指定作業場	伝熱面積 5 m <sup>2</sup> 以上（気体燃料専焼の場合は 10 m <sup>2</sup> 以上）のボイラーを有する事業場等 【例】オフィスビル、学校、病院等 都内 約 36,000 事業場、

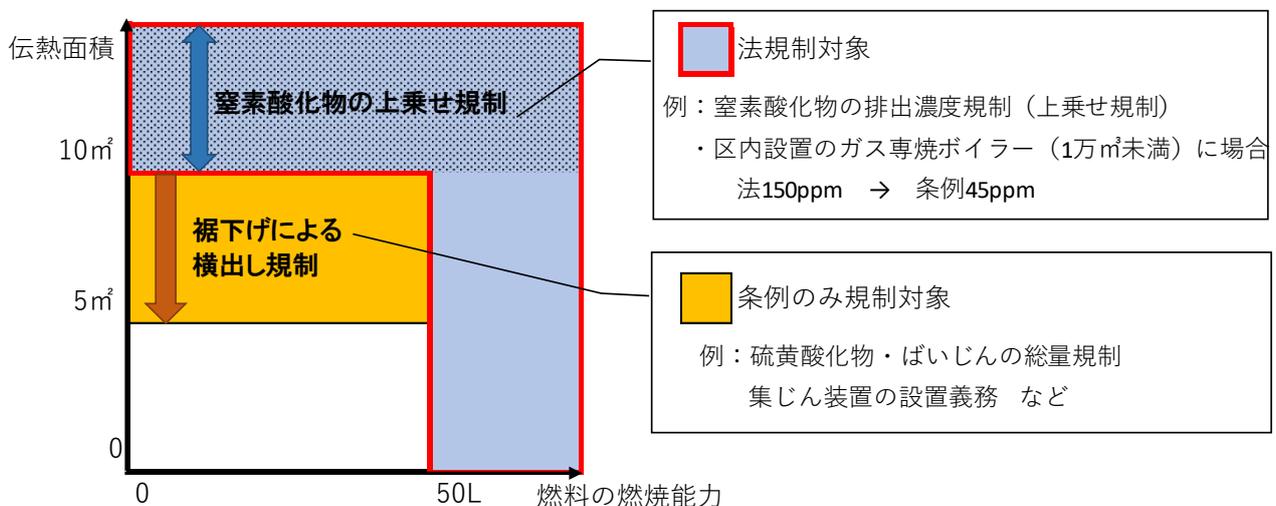
### 3 規制の概要

法の趣旨を踏まえ、「①伝熱面積」及び「②燃料の燃焼能力」の2つの軸から制度設計

（例）伝熱面積 10m<sup>2</sup>以上のボイラーへ窒素酸化物の上乗せ規制

伝熱面積 5m<sup>2</sup>以上（かつ 10m<sup>2</sup>未満）のボイラーの横出し規制

#### <環境確保条例による規制のイメージ>



#### 4 結論

○今回の検討会における議論を基に伝熱面積の要件を廃止した場合、伝熱面積を用いた都の規制基準は抜本的な見直しが必要になる。

○他の自治体でも大防法の規制を基に独自の取組（条例や要綱等）を行っており、他の自治体においても、今後の規制の在り方について再検討が必要となる。

⇒伝熱面積の要件を廃止した場合、自治体での制度見直しや大気汚染への悪影響などが懸念されるため、慎重に検討すべきである。